

社会福祉法人 岩手愛児会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

当法人では、女性活躍推進法第8条の規定に基づき、男女ともに職員が活躍することができる職場環境の整備を行うことによって、職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日

2 目標

- ・女性職員の管理職を2名以上増やし、全職員の男女割合を同程度となるようにする。

3 取組内容

- ・令和4年 4月～ 主任級の女性職員を対象とした管理職への意識づけセミナーを開催する。
- ・令和4年 4月～ 女性職員を外部主催の研修会等に積極的に参加させる。
- ・令和4年10月～ 部長職への昇格の状況を分析して、女性管理職候補者の昇進を目指す。